

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第 1 章 条件明示

10 その他			
(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない	・ 条件なし
	●	ある	・ その他の条件は、次のとおりとする。 ・ 快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとする。 <u>(当初未計上の場合)</u> (1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。 <u>(当初計上の場合)</u> (1) 本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に51,000円/基・月を○基・月分計上している。 <u>(当初未計上、当初計上 共通事項)</u> (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基/2 基/工事までとする。 ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各 1 台ずつ計 2 台までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。